

消費生活情報おかやま ～未成年者の契約トラブル～

岡山市消費生活センター
平成30年4月16日
(平成30年3月受付分)



平成30年3月に岡山市消費生活センターが受け付けた未成年者の契約トラブルは、計9件でした。その中から架空請求など実際にあった事例や全国的に発生している事例をご紹介します。

◆フリマサービスでのトラブルにご注意！ —個人同士の取引であることを十分理解しましょう—

事例1：スマホのフリマアプリで「新品。未使用でタグ付き」と表示されていた洋服を定価の半額で購入した。しかし、届いた商品は破れもあり、どう見ても中古品で、服に取り付けられたタグは実物と素材もサイズも異なっていた。

(当事者：大学生 女性)

事例2：中学生の息子がフリマアプリで酒を購入していた。未成年者が酒を購入できる仕組みは問題ではないか。

(当事者：中学生 男性)



※消費者庁イラスト集より

✔アドバイス

- フリマサービスは個人同士の取引であり、トラブル解決は当事者間で図ることが求められている点を理解して利用しましょう。
- 利用規約等で禁止されている行為は絶対に行わないようにしましょう。
- 未成年者(子ども)がフリマサービスを利用する場合は、家族等で利用方法を十分に話し合しましょう。
- 当事者間で話し合っても、フリマサービス運営事業者に相談しても交渉が進まない場合は、消費生活センターに相談しましょう。

※(独)国民生活センター報道発表資料「相談急増！フリマサービスでのトラブルにご注意—個人同士の取引であることを十分理解しましょう—」、子どもサポート情報第74号より抜粋。

◆その他にはこんな相談も…

年齢	相談内容
19	Q：携帯電話に、全く利用した覚えがないサイトの利用料を請求するメールが届き、電話をかけたら高額請求されたので、指示されるまま、コンビニから支払い、その番号を相手に教えた。どうすればよいか。 A：架空請求なので、すぐ警察に被害届を出し、電子マネー発行会社にも支払いを停止してもらうよう申し出をしましょう。今後は知らない番号の電話にはなるべく出ないようにし、少しでも不審に思ったら、消費生活センターへご相談ください。

LINE@で情報発信します！
アカウント名：岡山市消費生活センター



LINEアプリを起動し、
[友だち]>[友だち追加]>[QRコード]で
左のQRコードを読み取ってください。

岡山市消費生活センター

岡山市北区大供一丁目1番1号
(市役所本庁舎2階)



ひとりで悩まず、まず相談！！

相談電話：086-803-1109

相談受付：月～金 9時～16時(祝日、年末年始は除く)